事業継続計画

（ＢＣＰ）

新型コロナウイルス感染症等　感染症編　第1版

（新型インフルエンザ感染症対応）

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 | 社会福祉法人やすらぎ会 |
| 代表者 | 理事長　植田誠 | 事業所名 | 1. 特別養護老人ホームやすらぎ園
2. ケアハウスやすらぎ
3. グループホームむつみあい
4. グループホームなごみ筒井
5. 在宅サービス事業所やすらぎ園
6. 在宅サービス事業所やすらぎ園訪問入浴介護事業（出張所）
 |
| 所在地 | 奈良県天理市福住町5504番地(事業所①②③⑤)奈良県大和郡山市筒井町1535番地（事業所④）奈良県天理市東井戸堂町372-12（事業所⑥） | 電話番号 | 0743-69-2216(事業所①②③⑤)0743-59-5753（事業所④）０７４３－62-7301（事業所⑥） |
| 計画作成年月日（改定　　　　年月日） | 令和5年3月1日 |

**第1章**

1.目的

　自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大など、社会に大きく影響を与える事象に対応し、被害を最小限にとどめて事業を継続していくために、業務継続計画（以下、ＢＣＰ）を策定する。

　本計画は、日本国内において新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症が発生した場合においても、事業継続するために本法人各事業の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

　また、本計画における新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症にかかる呼称は、以下「新型コロナウイルス等感染症」と称する。

2.基本方針

　本計画に関する基本方針は以下のとおりとする。

①利用者の安全確保

　利用者様は一般人に比べ重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。

②サービスの継続

　利用者様の健康、身体、生命を守る機能をできる限り維持する。

③職員の安全確保

　業務の特性上、職員は一般企業と比較して感染リスクが高いことに留意し、自身の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3.危機管理体制

1)新型コロナウイルス等感染症対策統括本部体制の設置

　天理市内発生の第1報とともに、直ちに安全衛生委員会（新型コロナウイルス等感染症対策統括本部）を設置し、事業所内感染防御の体制をとる。

　【安全衛生委員会（新型コロナウイルス等感染症対策統括本部）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役割 | 担当者 | 代行者 |
| 対策本部長 | 理事長 | 職員理事 |
| 対策副本部長 | 安全衛生委員会主担当者 | 事業管理者 |
| 対策本部事務局長 | 法人事務長 | 事業管理者 |
| 対策本部事務局 | 法人事務所　 | 安全衛生委員会 |
| 出張所方面統括 | 出張所　管理担当者 | 出張所　職員 |
| GHなごみ筒井方面統括 | GHなごみ筒井管理者 | GHなごみ筒井　職員 |

2）対策本部の主要業務

　情報の収集、解析、指示、提供（全ての情報を一元的に管理する）

　ア）収集項目

　　①事業所毎の利用者様の健康状況

　　②事業所職員・家族の感染状況、健康状況

　　③職員欠勤状況

　　④市内感染者発生状況

　　⑤医療機関情報

　　⑥備蓄物品在庫状況

　　⑦奈良県新型コロナウイルス等関連発表情報

　イ）情報収集方法

　　　各事業所から定時報告（ア①②③）　毎日9：30、17：00

　　　※対策本部に各事業所よりメールにて報告すること

　ウ）指示及び情報提供

　　　対策本部での決定事項や収集した各情報について、各事業所や部署宛てにメールにて提供する。

3）新型コロナウイルス等感染症　発生段階とステージ

**表1**

|  |  |
| --- | --- |
| 発生段階 | ステージ |
| 段階 | 状態 |  |
| 未発生期 | 新型コロナウイルス等感染症が発生していない状態 | ステージ0（第2章） |
| 海外発生期 | 海外で新型コロナウイルス等感染症が発生した状態 | ステージ1（第3章） |
| 国内発生早期 | 国内の何れかの都道府県で新型コロナウイルス等感染症が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 | （地域未発生期）各都道府県で新型コロナウイルス等感染症の患者が発生していない状態 |
| （地域発生早期）各都道府県で新型コロナウイルス等感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 | ステージ2（第4章） |
| 国内感染期 | 国内の何れかの都道府県で新型コロナウイルス等感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 | （地域感染期）各都道府県で新型コロナウイルス等感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 | ステージ3（第5章） |
| 小康期 | 新型コロナウイルス等感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 |

　※地域感染期に至らない状態で、自施設に感染者が発生した場合は、ステージ3に準じた対応を実施する。

4.業務分類

　本計画では、自施設の業務を重要度に応じて4段階（A～D）に分類し、事態の進展に合わせて優先度の

低い業務から順番に縮小・休止することで、利用者様の健康・身体・生命を守る機能をできる限り維持す

る。

2）維持すべき業務の分類

**表2-1　業務分類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務 | 内容 | 各拠点における業務 |
| Ａ | 通常時と同様に継続すべき業務 | 食事、排泄、与薬、医療的ケア、保清（清拭等）、記録　等 |
| Ｂ | 感染予防、感染拡大防止の観点から新たに発生する業務 | 利用者様家族等への各種情報提供空間的分離のための部屋割り変更施設内の消毒感染物の処理来園者の体温測定特定接種・集団予防接種対応　等 |
| Ｃ | 規模、頻度を減らすことが可能な業務 | 日中活動、入浴、リハビリ、各種会議　等 |
| Ｄ | 休止、延期できる業務 | 上記以外の業務出張、研修、行事、外出、通所介護　等 |



5.対応全体像

　本計画で定める対応全体像は【様式1】通り。以下（第2章～第5章）ステージごとの対応を整理する。



第2章　ステージ0（未発生期）の対応

1.対応主体

　本ステージにおける対応は、安全衛生委員会管理のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2.対応事項

　本ステージにおける対応事項は以下の通り。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 対応事項 | 関係様式 |
| 計画のメンテナンス |  | ●毎年以下の観点からメンテナンスを実施□ 業務分類の妥当性の検証□ 新型ウイルス等に関する最新情報（法改正、被害想定改訂等）の反映□ 組織変更、人事異動、連絡先変更等の反映□ 訓練等で洗い出された課題の反映　等 | 様式2 |
| 計画の周知徹底 |  | ●定期的に以下の研修、訓練等を実施□ 新型ウイルス等 感染症の基礎知識に関する研修□ 本計画の内容に関する研修□ 本計画の内容に沿った実働、机上訓練等 | 様式2 |
| 緊急時対応の事前準備 | 体制構築 | ●以下に関する検討、見直しを実施□ 緊急時の以下役割分担、代行者の検討・全体統括・情報収集・利用者様家族等への情報提供・感染予防対応に関する業務（業務B）の統括・業務継続対応に関する業務（業務A，C，D）の統括 等* ステージ3（地域感染期）における体制の在り方

・安全衛生委員会による対策本部を設置　等 | 様式2，3 |
|  | 感染予防対応 | ●以下に関する検討、見直しを実施□ 利用者様家族等との連絡方法の整理□ 感染症予防のための体制や感染症発症時の指示命令系統の明確化□ 職員に対して、マスク、手洗い等個人レベルで実施する方策に関する事前教育□ 備蓄品管理□ 来園者向け検温ルールの整備□ 職員、利用者様向け検温、体調チェックルールの整備□ ハイリスク職員（持病等により罹患すると重篤化する恐れがある者）の把握□ 特定接種の登録手続き・接種対象の特定（例：業務Ａ，Ｂ従事者等）・集団接種体制の確保□ 保健所、病院等と特定接種等に関して事前協議□ 自治体と住民接種の接種体制（施設集団接種）等に関して事前協議□ 特定接種、住民接種の同意取り付けが困難な者をリストアップ□ 病院と感染者受入等に関して事前協議　等 | 様式2様式4様式5様式6 |
| 業務継続対応 |  | ●以下に関する検討、見直しを実施□ 人員と対応能力の評価、分析・業務Ａ，Ｂを遂行するために最低限必要な人員数の把握・業務Ａ，Ｂを遂行するために必要なスキルの把握・職員の家族構成、住所、通勤手段等の把握　等□ 出勤情報の集約管理、欠勤可能性検証の方法□ 委託業者のサービス継続対応につき事前協議□ 備蓄品管理□ クロストレーニング（代替要員の養成）□ 近隣施設等と応援要員派遣に関して事前協議　等 | 様式7 |

第3章　ステージ1（海外発生期～地域未発生期）の対応

　本ステージにおいては、新型コロナウイルス等は発生しているものの、施設の周辺地域では感染者が発生しておらず、感染予防に関する本格対応の必要性が顕在化していない状況。

　従って、ここでの対応は、感染状況を中心とした情報収集と、ステージ2（地域発生早期）以降に実施する「感染予防対応」の準備、ならびに、「感染予防対応」・「業務継続対応」の実施に関する利用者様家族等への事前アナウンスが中心となる。

1.対応主体

　本ステージにおける対応は、安全衛生委員会管理のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役割 | 担当者 | 代行者 |
| 全体統括【感染症対策本部長】 | 理事長 | 職員理事 |
| 情報収集 | 法人事務長 | 事業管理者 |
| 感染予防対応に関する統括（主に準備） | 安全衛生委員会主担当者 | 安全衛生委員会 |
| 利用者様家族等への情報提供 | 事業管理者 | 各事業主担当者 |

2.対応事項

　本ステージにおける対応事項は以下の通り。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 対応事項 | 関係様式 |
| 情報収集 | ●主に以下に関する情報を収集□ 新型コロナウイルス等の感染拡大状況□ 国、自治体、保健所等の対応状況□ 委託業者、近隣病院、近隣他施設の対応状況　　等 | 様式2 |
| 利用者様家族等への情報提供 | ●利用者様家族等との連絡体制を構築・利用者様家族等に、ステージ2（地域発生早期）以降実施する以下対応に関して情報を事前伝達。□ 施設来園時のルール　（詳細は第4章）□ ワクチンの住民接種時の同意について　（同上）□ 利用者様感染（疑）時の対応　　　　　（同上）□ 提供業務の縮小、休止（詳細は第1章4-2）、第4章 表3）　等　発生段階「国内発生早期」以降は、適宜以下情報を提供* 利用者様の現状　等
 | 様式1 |
| 感染予防対応の実施 | 個人対応の依頼 | ●職員、職員の家族、利用者様（実施可能な方）、利用者様家族、委託業者等に対して、以下を実施するよう依頼□ マスクの着用□ 検温□ 手洗い、うがい、咳エチケットの励行□ 極力人混みを避ける（2ｍルールの励行）　等 | 様式1 |
| 組織として対応 | ●施設入口に以下備蓄品を配備し使用を励行□ マスク□ アルコール（手指消毒）□ 非接触体温計、記録用紙□ 感染予防対策中　ポスター掲示●三密の回避□ 密閉、密集、密接の回避 | 様式1 |
| 感染予防対策の準備 | ●以下対応を実施□ 備蓄品のチェック（不足があれば調達）　職員、利用者様、委託業者等に対して、ステージ2（地域発生早期）以降実施する以下対応に関して情報を事前伝達する。□ 施設来園ルール　　　　　　（詳細は第4章）□ 体温、体調のデイリーチェック【職員、利用者様のみ】（同上）□ ワクチンの特定接種、住民接種の同意【職員、利用者様のみ】（同上）□ 業務Ｄの縮小、休止【職員、利用者様のみ】　（同上）□ 感染（疑）者発生時の対応　等　　　　　　　（同上）以下対応を開始する□ 出勤情報の集約管理、欠勤可能性を検証□ 同一法人内での情報共有　【ステージ3（地域感染期）以降の応援可否を確認】* 過去勤務していたＯＢ、ＯＧへのアプローチ

　【ステージ3（地域感染期）以降の臨時勤務可否を確認】* 近隣施設（関連団体：奈良県老人施設協議会）との情報共有

　【ステージ3（地域感染期）以降の応援可否を確認】* 感染者発生時に出勤対応可能な職員のリストアップ（意思確認等）
* 委託業者の事前連携について情報共有　等

　職員、利用者様に対して、ステージ3（地域感染期）以　降実施する以下対応に関して情報を事前伝達する。* 業務Ａ、Ｃ、Ｄの縮小、休止（詳細は第4章）　等
 | 様式4様式5様式3 |

第4章　ステージ2（地域発生早期）の対応

　本ステージにおいては、新型コロナウイルス等の感染者が施設の周辺地域で発生しており、感染予防に関する本格対応の必要性が顕在化している一方で、職員や家族に感染者が発生しておらず、業務継続対応に関する本格対応の必要性はまだ顕在化していない状況。したがって、ここにおける対応は感染予防対応の本格実施と、ステージ3（地域感染期）以降に実施する「業務継続対応」に関する準備が中心となる。

**1.対応主体**

　本ステージにおける対応は、処理する業務量が膨大になることと、状況が刻々と変わるなかでの情報共有が重要となることから、以下の役割を担う者を構成メンバーとする安全衛生委員会（新型コロナウイルス等感染症対策統括本部）を構成し、各担当業務を遂行する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役割 | 担当者 | 代行者 |
| 全体統括 【感染症対策本部長】 | 理事長 | 職員理事 |
| 情報収集 | 法人事務長 | 事業管理者 |
| 感染予防対応に関する統括（主に準備） | 安全衛生委員会主担当者 | 安全衛生委員会 |
| 利用者様家族等への情報提供 | 事業管理者 | 各事業主担当者 |
| 業務継続対応に関する統括 | 事業管理者 | 各事業主担当者 |

**2.対応事項**

　本ステージにおける対応事項は以下の通り。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 対応事項 | 関係様式 |
| 情報収集と共有 | ●主に以下に関する情報を収集□ 新型コロナウイルス等の感染拡大状況□ 国、自治体、保健所等の対応状況□ 委託業者、近隣病院、近隣他施設の対応状況□ 職員、職員家族、利用者の感染状況□ その他利用者様家族、委託業者等の感染状況　　等 | 様式2 |
| 利用者様家族等への情報提供 | ●適宜以下情報を提供□ 利用者様の現状　等 | 様式1 |
| 感染予防対応の本格実施 | 個人対応の依頼 | ●職員、職員の家族、利用者様（実施可能な方）、利用者様家族、委託業者等に対して、以下を実施するよう依頼□ マスクの着用□ 検温□ 手洗い、うがい、咳エチケットの励行□ 極力人混みを避ける（2ｍルールの励行）　等□ 不要不急の外出の自粛 | 様式1 |
| 組織と　して対応 | 以下（表3）の実施 | 様式1 |
| 業務継続対応の準備 |  | ●以下対応を継続実施する□ 出勤情報の集約管理、欠勤可能性の検討□ 同一法人内での情報共有　【ステージ3（地域感染期）以降の応援可否を確認】* 過去勤務していたOB、OGへのアプローチ

　【ステージ3（地域感染期）以降の臨時勤務可否を確認】* 近隣施設との情報共有

　【ステージ3（地域感染期）以降の応援可否を確認】　等 | 様式3様式6様式7 |

**表3　感染予防対応【組織として対応】本格実施**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 対応事項 | 関係様式 |
| **施設関係者に感染（疑）者が発生していない時から対応【発生時も継続対応】** | 備蓄品配備 | ≪法人事務員にて一括発注、一括管理≫□ 感染予防対策備品のリスト化□ 感染者対応備品のリスト化□ 必要な備蓄品を配備（定数管理）≪各施設、事業所にて≫* 必要備品は、一括集約し在庫が見える形式で定数管理
 | 様式4 |
| 業務Ｂ　①来園に関するルール | マスク着用 | ≪職員、利用者様家族、委託業者　等に対して≫□ 施設内でのマスク着用を依頼□ 施設入口、受付に依頼文を掲示□ 施設入口、受付に持参されない方用にマスクを一定数配置 | 様式1 |
| 施設入口、トイレでの消毒用アルコール使用 | ≪職員、利用者様、利用者様家族、委託業者等に対して≫□ 施設入口、トイレに消毒用アルコールを設置□ 施設立ち入り前、トイレ使用後の手指消毒を依頼□ 施設入口、受付に依頼文を掲示□ 利用者様の手指消毒をサポート | 様式1 |
| **施設関係者に感染（疑）者が発生していない時から対応　【発生時も継続対応】** | **業務Ｂ****①来園に関するルール** | 来園者に対する施設入口での検温実施 | ≪利用者様家族、委託業者等に対して≫□ 施設入口に非接触型体温計を設置□ 施設立ち入り時の体温チェックを依頼□ 発熱等※がある場合は立ち入りを制限※発熱（37.5℃以上）、咳、倦怠感、喉の痛みや違和感、頭痛、筋肉痛、鼻づまり、喀痰、吐き気や嘔吐、下痢、味覚嗅覚異常の症状□ 施設入口、受付に依頼文を掲示 | 様式5 |
| 公共交通機関による来園禁止 | ≪利用者様家族、委託業者等に対して≫□ 極力、公共交通機関を使用しての来園を制限□ 不可能な場合は、人混みをできるだけ避けての来園を依頼 |  |
| 不要不急の来園禁止 | ≪利用者様家族、委託業者等に対して≫* 不要不急の来園を制限
 |  |
| 体調不良者の立ち入り禁止 | ≪職員に対して≫* 体調不良者の出勤禁止

・自宅にて発熱等※がある場合は部署上司または事業管理者へ連絡する　※発熱（37.5℃以上）、咳、倦怠感、喉の痛みや違和感、頭痛、筋肉痛、鼻づまり、喀痰、吐き気や嘔吐、下痢、味覚嗅覚異常の症状≪利用者様家族、委託業者等に対して≫□ 体調不良者の立ち入りを制限□ 施設入口、受付に依頼文を掲示 | 様式8様式5 |
| ハイリスク職員の把握 | ≪職員に対して≫* ハイリスク者（妊婦、慢性疾患、ＣＯＰＤ、免疫抑制剤服用者等のリスト化）の把握
 |  |
| 行政措置による受け入れへの対応 | ≪行政、利用者様に対して≫* 対象者を一時空間的に隔離し、感染の疑いがないことを確認する
 |  |
| 施設関係者に感染（疑）者が発生していない時から対応　【発生後も継続対応】 | 業務Ｂ　②その他ルール | 検温、体調のデイリーチェック | ≪職員、職員家族に対して≫□ 毎朝出勤前の検温と結果記録を依頼□ 発熱等※がある場合は、施設長（もしくは管理者）への報告を義務化□ 個人防護具（PPE）としてマスク＋ファイス（アイ）シールド＋手指衛生　を標準化　※特に利用者様がマスク装着できない場合は、職員は眼の防護を行う。□ 施設長（もしくは管理者）は、上記報告に対して以下のとおり対応①職員本人が発熱等※ある場合は出勤停止し受診をすすめる②職員家族が濃厚接触者定義されている場合は出勤停止の依頼をする（濃厚接触者疑いの場合は本人意思に委ねる）≪利用者様に対して≫□ 毎朝起床時に検温を実施し、結果を記録□ 発熱等※がある場合には看護師を通じてかかりつけ医に報告し対応を相談する※発熱（37.5℃以上）、咳、倦怠感、喉の痛みや違和感、頭痛、筋肉痛、鼻づまり、喀痰、吐き気や嘔吐、下痢、味覚嗅覚異常の症状 | 様式6 |
| 状況に応じてワクチン接種 | ≪職員、サービス提供に欠かせない委託事業者に対して≫●特定接種保健所から特定接種実施の通知を受けた後、以下を実施。□ 接種実施医療機関等と日程を調整□ 対象者に接種につき説明し同意をとりつけ、接種医療機関等に接種予定者名簿を提出□ ワクチン接種を実施≪利用者様に対して≫●住民接種（基本的に開始は特定接種よりも後）自治体による住民接種実施の情報を入手後、以下を実施□ 自治体所定の手続きに沿って接種□ 対象者に接種にかかる説明を行い、同意を頂く（意思表示が可能な場合…御本人同意、意思表示が不可能な場合…利用者様家族、後見人の同意） |  |
| 施設関係者に感染（疑）者が発生していない時から対応【発生後も継続対応】 | 業務Ⅾの縮小・休止 | 実習生・ボランティアの受け入れ休止 | ≪法人内各事業所に対して≫□ 実習生、ボランティアの受け入れを休止□ 施設見学当の受け入れを休止 | 様式1 |
| 不要不急の行事休止 | ≪法人内各事業所に対して≫* 不要不急の行事を休止
 | 様式1 |
| 不要不急の外出、会議の休止 | ≪法人内各事業所に対して≫* 職員・利用者様の不要不急の外出を休止
* 外部（近隣施設・委託業者等）との不要不急の会議を休止
* 外部サービス（デイサービス等）の利用を休止
 |  |
| 業務A.C.Dの業務体制の縮小 | * 最低限の人数で業務を遂行するようシフトを検討
 |  |

**≪感染者が発症した場合≫**

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和4年3月改訂　奈良県）　参照

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 対応事項 | 関係様式 |
| **施設関係者に感染（疑）者が発生した場合の緊急対応** | 施設内で発症 | 情報収集・報告 | □　施設内で感染（疑）者を確認時、施設長もしくは管理者への報告を義務化□　状況に応じて、所管の県（市）担当課・保健所等に報告・奈良県介護保険課TEL：0742-27-8532、0742-27-8534FAX：0742-27-3075※夜間・休日の場合…TEL：0742-22-1001（県庁夜間代表）・郡山保健所TEL：0743-51-0197　FAX：0743-52-6095・奈良県「新型コロナ、発熱患者受診相談窓口」TEL：0742-27-1132　FAX：0742-27-8565 | 様式2 |
| 発症者にマスクを装着させる | * フルPPE【マスク＋フェイス（アイ）シールド＋手袋＋ガウン＋手指衛生】をした職員により、感染（疑）者にマスクを装着
 |  |
| 空間的隔離を実施 | * フルPPEをした職員により、状況に応じて、空間的隔離を実

施 |  |
| 施設からの退出を依頼 | **≪職員、利用者様家族等が発症≫*** 施設からの退出を依頼する

**≪利用者様が発症≫*** 家族様に状況報告をする
 |  |
| 医療機関に搬送 | * フルPPEをした職員により、状況に応じて、感染（疑）者を病院に搬送【保健所の指示に従う】
 |  |
| 在園治療にかかる相談 | * 保健所と相談の上、高齢者向け施設への往診可能な医療機関を確認する（優先順位としては、①嘱託医対応可否確認②協力医療機関対応可否確認を行い対応困難な場合にはリスト記載のある医療機関への直接ＴＥＬ可　R4.8/19確認）

※2022/4/28奈良県医師会作成リストでは、天理市内医療機関のうち①いのうえ内科クリニック②小林クリニック③みないち循環器内科・外科④宮城医院が記載されている※地域感染蔓延期では、福祉施設内陽性利用者について軽症（SPO2が94％以上あり点滴を必要としない場合）であれば在園静養となり、中重症ならば、保健所主導にて入院医療機関検索となる（R4.8/19確認） |  |
| 消毒 | * フルPPEをした職員により、感染（疑）者が接触した箇所を中心に消毒等清掃を実施する
 |  |
| 濃厚接触者の来園禁止 | * 発症者等に対して、感染有無の診断結果を確認する
* 感染者等に対して、発症日2日前の行動履歴を確認する
* 上記を基に下記定義に基づき、県担当課と施設長また管理者とで濃厚接触者を確定する

・発症日の2日前（無症状の場合は検査日の2日前）から現在までに接触のあった者で①～③の何れかを満たす場合①長時間の接触（車内等含む）があった者②適切な感染防護なしに患者を診察、看護、介護していた者③必要な感染予防策（マスク等）なしに1ｍ以内で15分以上の接触があった者* 該当者には陽性者と最後に接触した日の翌日から数えて5日間（6日目に検査なしで出勤可能）は来園を禁止する

※R4.9/22時点 |  |
| 情報開示 | * 感染していることが確定した場合には、状況に応じて、感染者発生情報を関係者や関係機関に説明、報告する
* 必要に応じて、施設玄関等に掲示、法人ＨＰに掲載する

※地域感染蔓延期では、事業所管理者と事務長ならびに理事長と相談した上、事業所単位で法人ＨＰに掲載する（R4.8/19時点） |  |
| 休業の検討 | 入所系施設（特養 ※SSは除く、GHむつみあい、GHなごみ筒井、CH）以外の休業検討における対応事項は以下のとおり。* 都道府県、保険所等との調整

・奈良県、天理市、大和郡山市、保健所等の関係機関との協議により休業の可否を検討する。* 居宅介護支援事業所との調整

・休業を要する場合には、必要に応じて、居宅介護支援事業所へ連絡の上、利用者様の受け入れ先の調整を行う。* 利用者様、家族様への説明

・文書またはメール、電話にて説明をする。* 再開基準の明確化

・保健所等の関係機関と協議の上、安全が確認でき次第、再開する。 |  |
| 施設外で発症 | 情報収集 | **≪職員に対して≫*** 本人・家族が感染した場合での施設長もしくは管理者への報告を義務化

**≪利用者様・家族様・委託業者等に対して≫*** 感染者の来園歴が発症から2日前（無症状の場合は検査日の2日前）であった場合の報告を依頼する
 |  |
| 報告 | * 状況に応じて、所管の県（市）担当課・保健所等に報告
 |  |
| 感染者の来園禁止 | * 感染者に対して、有症状の場合では、発症日（無症状の場合は検査実施日）翌日から7日間経過、かつ、症状軽快してから24時間（1日）の来園を禁止
* 感染者に対して、無症状の場合では、陽性が確定した検査日（検体採取日）の翌日から7日間の来園を禁止

※R4.9/22時点では | 様式5 |
| 消毒 | * 発症日の2日前（無症状の場合は検査日の2日前）の施設内行動履歴を確認
* フルPPEをした職員により、上記情報をもとに消毒を実施
 |  |
| 濃厚接触者の来園禁止 | * 濃厚接触者認定の有無を確認
* 濃厚接触者認定有りの場合には、ＰＣＲ検査を依頼し結果が判明するまでは来園を禁止する。また、検査の結果、陽性の場合には、発症日の2日前（無症状の場合は検査日の2日前）の施設内行動履歴を確認し、濃厚接触者定義に基づき、県担当課と施設長または管理者とで濃厚接触者を確定する。※濃厚接触者認定なしの場合には制限なし
* 該当者には陽性者と最後に接触した日の翌日から数えて5日間（6日目に検査なしで出勤可能）は来園を禁止する　※2022/9/22時点では
 |  |
| 情報開示 | * 感染していることが確定した場合には、状況に応じて、感染者発生情報を関係者や関係機関に説明、報告する
* 必要に応じて、施設玄関等に掲示、法人ＨＰに掲載する
 |  |
| 陽性者に対する感染対応解除のルール | * 健康観察期間終了をもって解除または法人所有抗原検査にて陰性確認をもって解除　を検討（特にコロナ治療入院患者の退院時では病院で抗原検査等確認せず退院となる）
 |  |
| 在宅より新規入所される方への入り口対応 | * 特養長期入所やショートステイ利用前に法人所有抗原検査にて陰性確認をもって受け入れする　等の対応検討
 |  |

第5章　ステージ3（地域感染期～小康期）の対応

　本ステージにおいては、新型コロナウイルス等の感染者が施設内でも発生しており、感染拡大防止に関する本格対応のみならず、業務継続に関する本格対応の必要性が顕在化している状況。したがって、対応はステージ2（地域発生早期）から本格実施している感染予防対応の継続実施と、業務継続対応の本格実施が中心となる。なお、小康期においては、各対応を事態の進捗に応じて段階的に縮小していく。

**1.対応主体**

　本ステージにおける対応は、前ステージ同様、以下の役割を担う者を構成メンバーとする安全衛生委員会（新型コロナウイルス等感染症対策統括本部）を構成し、各担当業務を遂行する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役割 | 担当者 | 代行者 |
| 全体統括【感染症対策本部長】 | 理事長 | 職員理事 |
| 情報収集 | 法人事務長 | 事業管理者 |
| 感染予防対応に関する統括（主に準備） | 安全衛生委員会主担当者 | 安全衛生委員会 |
| 利用者様家族等への情報提供 | 事業管理者 | 各事業主担当者 |
| 業務継続対応に関する統括 | 事業管理者 | 各事業主担当者 |

**2.対応事項**

本ステージにおける対応事項は以下の通り。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 対応事項 | 関係様式 |
| 情報収集と共有 | ●主に以下に関する情報を継続収集のうえ、施設内で共有□ 新型コロナウイルス等の感染拡大状況□ 国、自治体、保健所等の対応状況□ 委託業者、近隣病院、近隣他施設の対応状況□ 職員、職員家族、利用者の感染状況□ その他利用者様家族、委託業者等の感染状況　　等 | 様式2 |
| 利用者様家族等への情報提供 | ●適宜以下情報を提供□ 利用者様の現状（罹患状況・ワクチン接種状況等） | 様式1 |
| 感染予防対応の本格実施 | 個人対応の依頼 | ●職員、職員の家族、利用者様（実施可能な方）、利用者様家族、委託業者等に対して、以下を実施するよう依頼□ マスクの着用□ 検温□ 手洗い、うがい、咳エチケットの励行□ 極力人混みを避ける（2ｍルールの励行）　等□ 不要不急の外出の自粛 | 様式1 |
| 組織として対応 | 第4章（表3）の継続実施 | 様式1 |
| 業務継続対応の準備 |  | ●以下（表4）の実施 |  |

**表4　業務継続対応の本格実施**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 対応事項 | 関係様式 |
| **業務の絞り込み** | 業務Dの　　縮小・休止 | * 業務Ｄの縮小・休止を検討・実施
 | 様式1 |
| 業務Ｃの縮小・休止 | 上記対応後、以下の順に検討、実施* 入浴・リハビリの規模や頻度の縮小を検討、実施
* 入浴の休止（清拭に切替）を検討、実施
* リハビリの休止を検討、実施
 | 様式1 |
| 業務手順の変更（省力化） | 業務Aの業務手順の変更 | 業務Dの縮小、休止後、以下を検討、実施する* 食事をレトルト食品に変更
* 食器を使い捨て可能なものに変更
* 食事を外部からの配達に変更
* 緊急時対応として排泄介助にオムツを使用
* 外部への支払いに関して期限延長を依頼　　　　等
 | 様式1 |
| 人的資源関係 | 出勤情報の集約管理・欠勤可能性の検討・シフト変更 | □　職員の現在の出勤状況と今後の欠勤可能性を検証□　上記「業務の絞り込み」「業務手順の変更」の検討と併せて、業務遂行のためのシフト変更を実施 | 様式6 |
| 法人内別事業所への応援要請 | * 上記シフト変更の結果、人手不足の発生が見込まれる段階で、法人内別事業所への応援を要請
 |  |
| OB・OGの活用 | * 上記シフト変更の結果、今後、人手不足の発生が見込まれる段階で、ＯＢ・ＯＧへの協力を検討　※但し、感染対応の可能性があることに留意する
 |  |
| 地域応援要請 | * 上記シフト変更の結果、今後、人手不足の発生が見込まれる段階で、連携団体（奈良県老人施設協議会）に応援を要請

※但し、感染対応の可能性があることに留意する |  |
| 　その他 | 委託業者の確保 | * 委託業者の稼働情報を適宜入手する
* 上記情報について、「業務の絞り込み」「業務手順の変更」に反映させる
 |  |
| 備蓄品の確保 | * 業務内容の変更によっては使用する備品を配備する
 | 様式4 |
| 過重労働・メンタルヘルス対応 | 労務管理について* 出勤情報の集約管理、欠勤可能性の検討
* 必要に応じたシフト変更等の検討と実施
* 就業中に濃厚接触者認定や陽性判定があった場合の補償について
* 万が一、給与支期日に事業所立入が禁止となった場合のルールを決めておく（例：前月同額を振込み、翌月清算する　等）

長時間労働対応について* 勤務時間管理の徹底
* 週に1日の休みを確保
* 稼働状況により特別手当の検討

メンタルヘルス対応について* 声掛け等のコミュニケーションを大切にし、精神面の不調がでないよう配慮する
 | 様式5 |
| 情報共有と　情報発信 | * 事業所内、法人内での情報共有

・感染拡大防止策にかかる情報を共有する* 利用者様、家族様との情報共有

・感染拡大防止策にかかる情報を開示、共有して理解を求める* 自治体（指定権者、奈良県、保健所）との情報共有
* 関係業者等との情報共有

・場面ごとに必要な関係業者をリストアップしておく* 関係機関、地域、マスコミ等への説明、公表、取材対応
 |  |

以上

≪更新履歴≫

|  |  |
| --- | --- |
| 更新日 | 更新内容 |
| 令和5年　3月　1日 | 初回作成 |

≪添付様式≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO | 様式 | 備考 |
| 1 | 新型コロナウイルス感染症等対応全体像 |  |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症等に関する情報入手先 |  |
| 3 | 施設内連絡体制 |  |
| 4 | 備蓄品リスト〔感染予防品/感染者対応品〕 |  |
| 5 | 来園者立入り時体温チェックリスト |  |
| 6 | 職員・利用者様　体温、体調チェックリスト |  |
| 7 | 感染者リスト |  |
| 8 | 体調不良者　連絡体制 |  |

**様式1　新型コロナウイルス感染症等対応全体像**



**様式2　新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先**

**≪厚生労働省≫**

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」 ：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html>

○厚生労働省「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html>

**≪全国老人福祉施設協議会≫**

〇全国老人福祉施設協議会HP内　介護施設等における新型コロナ感染対策特設ページ：

https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-single-entry&type=contents&spot=325685

**≪奈良県≫**

　〇奈良県新型コロナウイルス感染症対策強化事業、奈良県新型コロナウイルス拡散防止ネットワーク『ならこびネット』　https://naramed-inf.org/covid/

　〇奈良県　高齢者施設における感染対策教材等について：https://www.pref.nara.jp/54673.htm

　〇新型コロナウイルス感染症に関係する県庁ホームページ

・県民の皆様へ　https://www.pref.nara.jp/55409.htm

・新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口　https://www.pref.nara.jp/55410.htm

・入院・入所待機中、自宅療養中の方へ　https://www.pref.nara.jp/55410.htm#jitaku

・新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について　https://www.pref.nara.jp/57762.htm

　**≪法人内≫**

　○（各施設で必要なものを記載）











**様式8　体調不良者　連絡体制**

